



# 島根県報

令和4年9月2日（金）

第 342 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 2

指定施業要件の変更予定保安林（2件） (森林整備課) 2

大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要 (中小企業課) 3

### 【公 告】

令和4年度秋期島根県狩猟免許試験の実施 (農林水産総務課) 4

### 【特定調達公告】

航空灯火補用品の購入に係る一般競争入札の落札者等 (港湾空港課) 6

空港用10,000立級化学消防車の調達に係る一般競争入札の落札者等 ( " ) 6

## 告 示

### 島根県告示第600号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和4年9月2日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社神戸レンタル	福祉用具貸与	出雲レンタル	出雲市天神町883-1 三光ビル4号室	令和4年9月1日
	介護予防福祉用具貸与			
株式会社神戸レンタル	特定福祉用具販売	出雲レンタル	出雲市天神町883-1 三光ビル4号室	令和4年9月1日
	特定介護予防福祉用具販売			

### 島根県告示第601号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年9月2日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 島根県告示第602号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年9月2日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
隠岐郡西ノ島町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
西ノ島町（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 島根県告示第603号

令和4年島根県告示第365号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により松江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

令和4年9月2日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグストアウェルネス東出雲店 島根県松江市東出雲町出雲郷861外
- 2 意見の概要
  - (1) 意見
    - 大規模小売店舗の新設においては、次の点に十分配慮すること。
      - ア 地元交通安全対策協議会、自治会等へ説明のうえ、適切な交通安全対策を行うこと。
      - イ 東出雲町自治会連合会を始め、周辺自治会に十分説明し、地域で混乱が生じないようにすること。
      - ウ 事業に伴い発生した廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物の区分ごとに許可を有する業者とそれぞれ契約し適正に処理すること。
      - エ 廃棄物等保管施設は内部で産業廃棄物と一般廃棄物が混在することのないように、仕切り等を設け、産業廃棄物の保管場所である旨を示す掲示を行うこと。
      - オ 届出書に記載されている騒音対策等を適正に実施し、周辺環境への影響をできる限り低減すること。
      - カ 騒音等について、環境基準や騒音規制法等各種環境法令を遵守し、特に早朝、深夜の時間帯において周辺の生活環境に悪影響を与えないようにすること。万一、周辺住民から騒音等について苦情があった場合は、周辺住民と協議の上、発生源対策、防音対策等を速やかに行うこと。
      - キ 店舗西側の市道町中・古城線において、道路内工事が必要な場合は、市道路課で道路施行承認の手続きを行うこと。また、下水道管等、占用物件が発生する場合は道路占用許可申請を行うこと。
      - ク 新規に出店される場所の周辺部は出雲郷小学校及び東出雲中学校の通学路となっている。新規開店時は特に交通量が多くなることが予想され、特に9号線沿いの歩道を自転車通勤する生徒の安全確保が必須となる。以上か

ら、開店後1か月程度は児童生徒の安全確保のために出入り口に交通整理員を配置すること。

ケ また、上記クと同様の理由により荷さばき車両の店舗への出入りの際は、細心の注意を払って走行すること。

(2) 理由

周辺の地域住民の生活環境に対し、悪影響を与えないようにするため。

3 縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

## 公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第1項の規定により、令和4年度秋期島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公告する。

令和4年9月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 狩猟免許を受けることができない者

法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当する者

3 試験科目等

(1) 適性試験

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

(2) 知識試験

科 目	時 間
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令	90分
鳥獣の保護及び管理に関する知識	
猟具に関する知識	
鳥獣に関する知識	

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護及び管理に関する知識及び鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

免許の種類	試 験 事 項
わな猟免許	1 わなを見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第1種銃猟免許	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）に

	<p>ついで点検、分解及び結合の操作を行うこと。</p> <p>2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。</p> <p>3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。</p> <p>4 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。</p> <p>5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。</p> <p>6 距離の目測を行うこと。</p> <p>7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。</p>
第2種銃猟免許	<p>1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。</p> <p>2 距離の目測を行うこと。</p> <p>3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。</p>

## 4 開催日時、場所等

月 日	時 間	試験を実施する免許の種類	所在地及び会場名	対象区域
10月15日(土)	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	県内全域
11月3日(木)	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	県内全域

## 5 狩猟免許申請方法等

## (1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚及び返信用封筒（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあっては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあっては医師の診断書を添付すること。

## (2) 狩猟免許申請手数料

1 法第49条各号のいずれかに該当する者	(1) わな猟免許	2,900円
	(2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許	3,900円
2 1以外の者	(1) わな猟免許	3,900円
	(2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許	5,200円

## (3) 狩猟免許申請書の提出先及び提出期限

## ア 申請書の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県農林水産部農林水産総務課鳥獣対策室  
(電話 0852-22-5335)

## イ 申請書の提出期限

ウの窓口に備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前までに持参又は郵送により提出すること。  
なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書し、締切日までに必着とすること。

## ウ 申請書の配布窓口

- ・島根県農林水産部農林水産総務課鳥獣対策室
- ・東部農林水産振興センター林業振興課

- ・ 東部農林水産振興センター雲南事務所林業普及第二課
- ・ 東部農林水産振興センター出雲事務所林業普及第二課
- ・ 西部農林水産振興センター林業振興課
- ・ 西部農林水産振興センター県央事務所林業普及第二課
- ・ 西部農林水産振興センター益田事務所林業普及第二課
- ・ 隠岐支庁農林水産局林業振興・普及第二課

## 6 その他

- (1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日に必ず携行し、受付に提出すること。
- (2) 試験についての問合せは、5の(3)のウの窓口にすること。

---

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年9月2日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 件名及び数量

航空灯火補用品の購入 一式

## 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部港湾空港課 島根県松江市殿町8番地

## 3 落札者を決定した日

令和4年7月21日

## 4 落札者の氏名及び住所

株式会社有電社 中国支店 支店長 宮本 耕平 広島県広島市中区西十日市町9番9号

## 5 落札金額

41,611,240円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 特例公告を行った日

令和4年6月21日

---

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年9月2日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 件名及び数量

空港用10,000立級化学消防車の調達 1台

- 
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県土木部港湾空港課 島根県松江市殿町8番地
  - 3 落札者を決定した日  
令和4年7月29日
  - 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社出雲ポンプ 代表取締役 出雲 一樹 島根県益田市あけぼの東町14番地15
  - 5 落札金額  
135,630,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
  - 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  - 7 特例公告を行った日  
令和4年7月1日